日 調 連 発 第 1 号
平 成 2 7 年 4 月 1 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

厚生年金保険法第 100 条の 4 等の規定により日本年金機構に事務が委任等された換価の猶予及び納付の猶予に係る登記の嘱託の様式について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から、法務局長及び地方法務局長あて標記の件についての依命通知が発せられた旨情報提供がありましたので、参考のため送付します。

法務省民二第１６２号
平成２７年３月２３日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

厚生年金保険法第１００条の４等の規定により日本年金機構に事務が委任等された換価の猶予及び納付の猶予に係る登記の嘱託の様式について（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり厚生労働省大臣官房年金管理審議官から民事局長宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答がされましたので，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，平成２４年１０月１１日付け法務省民二第２５４９号民事局長回答及び同日付け法務省民二第２５５０号当職依命通知は，廃止されたものとして，了知願います。

別紙甲号

年管第０３１６第１号

平成２７年３月１６日

法務省民事局長　殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

厚生年金保険法第１００条の４等の規定により日本年金機構に事務が委任等された換価の猶予及び納付の猶予に係る登記の嘱託の様式について（照会）

日本年金機構が国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）第１５１条又は第１５１条の２の規定の例により換価の猶予を許可した際において、日本年金機構が厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第１００条の４等の規定により抵当権の設定の登記及び抵当権の抹消の登記を嘱託する場合の嘱託書等の様式について、別添１及び別添２のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

また、これに合わせて、「厚生年金保険法第１００条の１０等の規定により日本年金機構に対して事務委託された際の登記嘱託の様式について」（平成２４年９月２４日付け年管発第０９２４第１号当職照会）に係る抵当権の設定の登記及び抵当権の抹消の登記の嘱託書等の様式を別添３及び別添４のとおりとしたいので、併せて照会します。

なお、差し支えない場合は、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方よろしくお取り計らい願います。

法務省
27.3.16
第179号
民事局民事第二課

別添１

登　記　嘱　託　書

登記の目的　　抵当権設定【注１】

原　　因　　平成〇〇年〇〇月〇〇日換価の猶予にかかる平成〇〇年度から平成〇〇年度厚生年金保険料、健康保険料及び子ども・子育て拠出金（延滞金及び滞納処分費を含む。）についての平成〇〇年〇〇月〇〇日設定

債　権　額　　金　　円

債　務　者　　債務者の住所・氏名

抵 当 権 者　　厚生労働省

設　定　者　　担保物件の所有者の住所・氏名

添 付 情 報　　登記原因証明情報
抵当権設定登記承諾書（印鑑証明書付）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

嘱託者　〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
日本年金機構代理人〇〇年金事務所長　〇　〇　〇　〇　㊞
連絡先の電話番号　００－０００００－０００００
担当者　〇〇係　〇〇　〇〇

登録免許税　　登録免許税法第４条第１項

不動産の表示
不動産番号　１２３４５６７８９０１２３【注２】
所　　在　〇〇市〇〇町〇丁目
地　　番　〇番〇
地　　目　〇〇
地　　積　〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号　　０９８７６５４３２１０９８【注２】
所　　在　　〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
家屋番号　　〇番〇
種　　類　　〇〇
構　　造　　〇〇造〇〇ぶき２階建
床面積　　１階　〇〇・〇〇平方メートル
　　２階　〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号　　５６７８９０１２３４５６７【注２】
一棟の建物の表示
　所　　在　　〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
　建物の名称　　〇〇マンション
専有部分の建物の表示
　家屋番号　　〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇
　建物の名称　〇〇号
　種　　類　　〇〇
　構　　造　　〇〇造１階建
　床面積　　〇階部分　〇〇・〇〇平方メートル
敷地権の表示
　符　　号　　１
　所在及び地番　　〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇
　地　　目　　〇〇
　地　　積　　〇〇〇・〇〇平方メートル
　敷地権の種類　　〇〇権
　敷地権の割合　　〇〇分の〇〇

登記原因証明情報

１　当事者及び不動産

（１）当事者　　抵当権者　厚生労働省

抵当権設定者　担保物件の所有者の住所・氏名

（２）不動産の表示

別紙目録のとおり

２　登記の原因となる事実又は法律行為

（１）被担保債権

日本年金機構代理人〇〇年金事務所長は、（債務者）との間で、平成〇〇年〇〇月〇〇日、同人に係る平成〇〇年度から平成〇〇年度までの厚生年金保険法、健康保険法及び子ども・子育て支援法に規定する保険料その他これらの法律の規定による徴収金について、厚生年金保険法第８９条及び第１００条の４第１項、健康保険法第１８３条及び第２０４条第１項並びに子ども・子育て支援法第７１条第１項及び第３項の規定【注３】に基づき、国税徴収法第１５１条（又は第１５１条の２）の規定による換価の猶予を行い、上記１（２）記載の不動産を担保とすることに合意した。

換価の猶予額　金　　円

債務者　債務者の住所・氏名

（２）抵当権の設定

（設定者）は、日本年金機構代理人〇〇年金事務所長に対して、平成〇〇年〇〇月〇〇日、上記（１）記載の債権を被担保債権とする抵当権を、上記１（２）記載の不動産に設定することを承諾した。

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構代理人〇〇年金事務所長　　〇　〇　〇　〇　㊞

（別紙目録）

不動産の表示

所　　在　○○市○○町○丁目
地　　番　○番○
地　　目　○○
地　　積　○○・○○平方メートル

所　　在　○○市○○町○丁目○番地○
家屋番号　○番○
種　　類　○○
構　　造　○○造○○ぶき２階建
床　面　積　１階　○○・○○平方メートル
　　２階　○○・○○平方メートル

一棟の建物の表示
所　　在　○○市○○町○丁目○番地○
建物の名称　○○マンション
専有部分の建物の表示
家屋番号　○○町○丁目○○番の○○
建物の名称　○○号
種　　類　○○
構　　造　○○造１階建
床　面　積　○階部分　○○・○○平方メートル
敷地権の表示
符　　号　１
所在及び地番　○○市○○町○丁目○番○
地　　目　○○
地　　積　○○○・○○平方メートル
敷地権の種類　○○権
敷地権の割合　○○分の○○

換価様式第〇〇号

抵当権設定登記承諾書

原　　因　　平成〇〇年〇〇月〇〇日、納付義務者についての平成〇〇年〇〇月〇〇日付け換価の猶予にかかる平成〇〇年度から平成〇〇年度までの厚生年金保険料、健康保険料及び子ども・子育て拠出金（延滞金及び滞納処分費を含む。）を被担保債権とする抵当権の設定

抵当権者　　厚生労働省

納付義務者　　納付義務者の住所・氏名

債　権　額　　金　　円

下記物件に上記の抵当権設定の登記をすることを承諾します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構　〇〇年金事務所長　殿

設　定　者
住　所
氏　名　　㊞

不動産の表示　　別紙目録のとおり

（注）設定者の印鑑証明書を添付のこと。

換価様式第〇〇号

（別紙目録）

不動産の表示

所　　在　〇〇市〇〇町〇丁目
地　　番　〇番〇
地　　目　〇〇
地　　積　〇〇・〇〇平方メートル

所　　在　〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
家屋番号　〇番〇
種　　類　〇〇
構　　造　〇〇造〇〇ぶき２階建
床面積　１階　〇〇・〇〇平方メートル
　　２階　〇〇・〇〇平方メートル

一棟の建物の表示
所　　在　〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
建物の名称　〇〇マンション
専有部分の建物の表示
家屋番号　〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇
建物の名称　〇〇号
種　　類　〇〇
構　　造　〇〇造１階建
床面積　〇階部分　〇〇・〇〇平方メートル
敷地権の表示
符　　号　１
所在及び地番　〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇
地　　目　〇〇
地　　積　〇〇〇・〇〇平方メートル
敷地権の種類　〇〇権
敷地権の割合　〇〇分の〇〇

【注１】この様式は、日本年金機構（年金事務所）が、厚生年金保険法第８９条及び第１００条の４第１項、健康保険法第１８３条及び第２０４条第１項並びに子ども・子育て支援法第７１条第１項及び第３項の規定に基づき、換価の猶予を許可した場合において、日本年金機構（年金事務所）が、抵当権の設定の登記の嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注２】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物にあっては、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。区分建物にあっては、一棟の建物の表示である所在及び建物の名称、専有部分の建物の表示である家屋番号、建物の名称、種類、構造及び床面積並びに敷地権の表示である所在、地番、地目及び地積）の記載を省略することができる。

ただし、敷地権付き区分建物にあっては、不動産番号を記載した場合であっても、敷地権の種類及び割合の記載を省略することはできない。

【注３】この様式は、日本年金機構（年金事務所）が、以下の規定に基づき、換価の猶予を許可した場合において、日本年金機構（年金事務所）が、抵当権の設定の登記の嘱託の事務を行う場合にも使用することができる。

○　船員保険法　船員保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第１３７条及び第１５３条第１項の規定

○　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に規定する特例納付保険料を徴収するため、同法第２条第８項及び第１６条第１項の規定

別添２

登　記　嘱　託　書

登記の目的　　抵当権抹消【注１】

原　　因　　平成○○年○○月○○日解除

抹消すべき登記　　平成○○年○○月○○日受付第　　号

権　利　者　　担保物権の所有者の住所・氏名

義　務　者　　厚生労働省

添付情報　　登記原因証明情報

平成○○年○○月○○日

○○法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

嘱託者　○○県○○市○○町○番地
日本年金機構代理人○○年金事務所長　○　○　○　○　㊞
連絡先の電話番号　００－０００－０００
担当者　○○係　○○　○○

登録免許税　　金　　千円【注２】

不動産の表示

不動産番号　１２３４５６７８９０１２３【注３】
所　　在　○○市○○町○丁目
地　　番　○番○
地　　目　○○
地　　積　○○・○○平方メートル

不動産番号　０９８７６５４３２１０９８【注３】
所　　在　○○市○○町○丁目○番地○
家屋番号　○番○
種　　類　○○
構　　造　○○造○○ぶき２階建
床面積　１階　○○・○○平方メートル

２階　○○・○○平方メートル

不動産番号　　５６７８９０１２３４５６７【注３】
一棟の建物の表示
　所　　在　　○○市○○町○丁目○番地○
　建 物 の 名 称　　○○マンション
専有部分の建物の表示
　家屋番号　　○○町○丁目○○番の○○
　建物の名称　○○号
　種　　類　　○○
　構　　造　　○○造１階建
　床　面　積　　○階部分　○○・○○平方メートル
敷地権の表示
　符　　号　　１
　所在及び地番　　○○市○○町○丁目○番○
　地　　目　　○○
　地　　積　　○○○・○○平方メートル
　敷地権の種類　　○○権
　敷地権の割合　　○○分の○○

登記原因証明情報

１　当事者及び不動産

（１）当事者　抵当権者　厚生労働省

抵当権設定者　担保物件の所有者の住所・氏名

（２）不動産の表示

別紙目録のとおり

２　登記の原因となる事実又は法律行為

日本年金機構代理人〇〇年金事務所長は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、厚生年金保険法第８９条及び第１００条の４第１項、健康保険法第１８３条及び第２０４条第１項並びに子ども・子育て支援法第７１条第１項及び第３項の規定【注４】に基づき、上記１（２）に設定していた以下の抵当権の全部を解除した。

解除した抵当権　〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第　　号

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構代理人〇〇年金事務所長　　〇　〇　〇　〇　㊞

（別紙目録）

不動産の表示

所　　在　○○市○○町○丁目
地　　番　○番○
地　　目　○○
地　　積　○○・○○平方メートル

所　　在　○○市○○町○丁目○番地○
家屋番号　○番○
種　　類　○○
構　　造　○○造○○ぶき２階建
床　面　積　１階　○○・○○平方メートル
　　２階　○○・○○平方メートル

一棟の建物の表示
所　　在　○○市○○町○丁目○番地○
建物の名称　○○マンション
専有部分の建物の表示
家屋番号　○○町○丁目○○番の○○
建物の名称　○○号
種　　類　○○
構　　造　○○造１階建
床　面　積　○階部分　○○・○○平方メートル
敷地権の表示
符　　号　１
所在及び地番　○○市○○町○丁目○番○
地　　目　○○
地　　積　○○○・○○平方メートル
敷地権の種類　○○権
敷地権の割合　○○分の○○

【注１】この様式は、日本年金機構（年金事務所）が厚生年金保険法第８９条及び第１００条の４第１項、健康保険法第１８３条及び第２０４条第１項並びに子ども・子育て支援法第７１条第１項及び第３項の規定に基づき換価の猶予を許可した際に設定した抵当権について、日本年金機構（年金事務所）が、その抵当権の登記の抹消の嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注２】不動産１個につき１０００円である。ただし、同一の申請書により２０個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数１件につき２万円である（登録免許税法別表第一第一号（十五））。

なお、敷地権付き区分建物にあっては、敷地権が設定されている土地を１個の不動産として計算する（例えば、敷地権が二つの土地に設定されている場合、区分建物と合わせて、３０００円となる。）。

【注３】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物にあっては、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。区分建物にあっては、一棟の建物の表示である所在及び建物の名称、専有部分の建物の表示である家屋番号、建物の名称、種類、構造及び床面積並びに敷地権の表示である所在、地番、地目及び地積）の記載を省略することができる。

ただし、敷地権付き区分建物にあっては、不動産番号を記載した場合であっても、敷地権の種類及び割合の記載を省略することはできない。

【注４】この様式は、日本年金機構（年金事務所）が以下の規定に基づき換価の猶予を許可した際に設定した抵当権について、日本年金機構（年金事務所）が、その抵当権の抹消の登記の嘱託の事務を行う場合にも使用することができる。

○　船員保険法　船員保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第１３７条及び第１５３条第１項の規定

○　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に規定する特例納付保険料を徴収するため、同法第２条第８項及び第１６条第１項の規定

別添３

登　記　嘱　託　書

登記の目的　　抵当権設定【注１】

原　　因　　平成〇〇年〇〇月〇〇日納付の猶予にかかる平成〇〇年度から平成〇〇年度厚生年金保険料、健康保険料及び子ども・子育て拠出金（延滞金及び滞納処分費を含む。）についての平成〇〇年〇〇月〇〇日設定

債　権　額　　金　　円

債　務　者　　債務者の住所・氏名

抵 当 権 者　　厚生労働省

設　定　者　　担保物件の所有者の住所・氏名

添 付 情 報　　登記原因証明情報
抵当権設定登記承諾書（印鑑証明書付）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

嘱託者　〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
日本年金機構代理人〇〇年金事務所長　〇　〇　〇　〇　㊞
連絡先の電話番号　００－０００００－０００
担当者　〇〇係　〇〇　〇〇

登録免許税　　登録免許税法第４条第１項

不動産の表示
不動産番号　１２３４５６７８９０１２３【注２】
所　　在　〇〇市〇〇町〇丁目
地　　番　〇番〇
地　　目　〇〇
地　　積　〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号　　０９８７６５４３２１０９８【注２】
所　　在　　○○市○○町○丁目○番地○
家屋番号　　○番○
種　　類　　○○
構　　造　　○○造○○ぶき２階建
床　面　積　　１階　○○・○○平方メートル
　　２階　○○・○○平方メートル

不動産番号　　５６７８９０１２３４５６７【注２】
一棟の建物の表示
　所　　在　　○○市○○町○丁目○番地○
　建物の名称　　○○マンション
専有部分の建物の表示
　家屋番号　　○○町○丁目○○番の○○
　建物の名称　○○号
　種　　類　　○○
　構　　造　　○○造１階建
　床　面　積　　○階部分　○○・○○平方メートル
敷地権の表示
　符　　号　　１
　所在及び地番　　○○市○○町○丁目○番○
　地　　目　　○○
　地　　積　　○○○・○○平方メートル
　敷地権の種類　　○○権
　敷地権の割合　　○○分の○○

登記原因証明情報

１　当事者及び不動産

（１）当事者　　抵当権者　厚生労働省

抵当権設定者　担保物件の所有者の住所・氏名

（２）不動産の表示

別紙目録のとおり

２　登記の原因となる事実又は法律行為

（１）被担保債権

〇〇厚生（支）局長は、（債務者）との間で、平成〇〇年〇〇月〇〇日、同人に係る平成〇〇年度から平成〇〇年度までの厚生年金保険法、健康保険法及び子ども・子育て支援法に規定する保険料その他これらの法律の規定による徴収金について、厚生年金保険法第８９条及び第１００条の９第１項（又は第２項）、健康保険法第１８３条及び第２０５条第１項（又は第２項）並びに子ども・子育て支援法第７１条第１項、並びに厚生年金保険法第８９条及び第１００条の９第１項（又は第２項）の規定【注３】に基づき、国税通則法第４６条第２項（又は第３項）の規定による納付の猶予を行い、上記１（２）記載の不動産を担保とすることに合意した。

納付の猶予額　金　　円

債務者　債務者の住所・氏名

（２）抵当権の設定

（設定者）は、〇〇厚生（支）局長に対して、平成〇〇年〇〇月〇〇日、上記（１）記載の債権を被担保債権とする抵当権を、上記１（２）記載の不動産に設定することを承諾した。

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇厚生（支）局長　　〇　〇　〇　〇　㊞

（別紙目録）

不動産の表示

所　　在　○○市○○町○丁目
地　　番　○番○
地　　目　○○
地　　積　○○・○○平方メートル

所　　在　○○市○○町○丁目○番地○
家屋番号　○番○
種　　類　○○
構　　造　○○造○○ぶき２階建
床面積　１階　○○・○○平方メートル
　　２階　○○・○○平方メートル

一棟の建物の表示
所　　在　○○市○○町○丁目○番地○
建物の名称　○○マンション
専有部分の建物の表示
家屋番号　○○町○丁目○○番の○○
建物の名称　○○号
種　　類　○○
構　　造　○○造１階建
床面積　○階部分　○○・○○平方メートル
敷地権の表示
符　　号　１
所在及び地番　○○市○○町○丁目○番○
地　　目　○○
地　　積　○○○・○○平方メートル
敷地権の種類　○○権
敷地権の割合　○○分の○○

猶予様式第〇〇号

抵当権設定登記承諾書

原　　因　　平成〇〇年〇〇月〇〇日、納付義務者についての平成〇〇年〇〇月〇〇日付け納付の猶予にかかる平成〇〇年度から平成〇〇年度までの厚生年金保険料、健康保険料及び子ども・子育て拠出金（延滞金及び滞納処分費を含む。）を被担保債権とする抵当権の設定

抵当権者　　厚生労働省

納付義務者　　納付義務者の住所・氏名

債　権　額　　金　　円

下記物件に上記の抵当権設定の登記をすることを承諾します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇厚生（支）局長　殿

設　定　者
住　所
氏　名　　㊞

不動産の表示　　別紙目録のとおり

（注）設定者の印鑑証明書を添付のこと。

猶予様式第〇〇号

（別紙目録）

不動産の表示

所　　在　〇〇市〇〇町〇丁目
地　　番　〇番〇
地　　目　〇〇
地　　積　〇〇・〇〇平方メートル

所　　在　〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
家屋番号　〇番〇
種　　類　〇〇
構　　造　〇〇造〇〇ぶき２階建
床面積　１階　〇〇・〇〇平方メートル
　　２階　〇〇・〇〇平方メートル

一棟の建物の表示
所　　在　〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
建物の名称　〇〇マンション
専有部分の建物の表示
家屋番号　〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇
建物の名称　〇〇号
種　　類　〇〇
構　　造　〇〇造１階建
床面積　〇階部分　〇〇・〇〇平方メートル
敷地権の表示
符　　号　１
所在及び地番　〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇
地　　目　〇〇
地　　積　〇〇〇・〇〇平方メートル
敷地権の種類　〇〇権
敷地権の割合　〇〇分の〇〇

【注１】この様式は、地方厚生（支）局長が、厚生年金保険法第８９条及び第１００条の９第１項（第２項）、健康保険法第１８３条及び第２０５条第１項（第２項）、並びに子ども・子育て支援法第７１条第１項並びに厚生年金保険法第８９条及び第１００条の９第１項（第２項）の規定に基づき、納付の猶予を許可した場合において、日本年金機構（年金事務所）が、厚生年金保険法第８９条及び第１００条の１０第１項、健康保険法第１８３条及び第２０５条の２第１項並びに子ども・子育て支援法第７１条第１項及び第８項の規定により、抵当権の設定の登記の嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注２】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物にあっては、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。区分建物にあっては、一棟の建物の表示である所在及び建物の名称、専有部分の建物の表示である家屋番号、建物の名称、種類、構造及び床面積並びに敷地権の表示である所在、地番、地目及び地積）の記載を省略することができる。

ただし、敷地権付き区分建物にあっては、不動産番号を記載した場合であっても、敷地権の種類及び割合の記載を省略することはできない。

【注３】この様式は、以下の場合にも使用することができる。

○　船員保険法

地方厚生（支）局長が、船員保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第１３７条及び第１５３条の７第１項（第２項）の規定に基づき、納付の猶予を許可した場合において、日本年金機構（年金事務所）が、同法第１３７条及び第１５３条の８第１項の規定により、抵当権の設定の登記の嘱託の事務を行う場合

○　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

地方厚生（支）局長が、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に規定する特例納付保険料を徴収するため、同法第２条第８項及び第２０条第１項（第２項）の規定に基づき、納付の猶予を許可した場合において、日本年金機構（年金事務所）が、同法第２条第８項及び第２１条第１項の規定により、抵当権の設定の登記の嘱託の事務を行う場合

別添４

登　記　嘱　託　書

登記の目的　　抵当権抹消【注１】

原　　因　　平成○○年○○月○○日解除

抹消すべき登記　　平成○○年○○月○○日受付第　　号

権　利　者　　担保物権の所有者の住所・氏名

義　務　者　　厚生労働省

添付情報　　登記原因証明情報

平成○○年○○月○○日

○○法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

嘱託者　○○県○○市○○町○番地
日本年金機構代理人○○年金事務所長　○　○　○　○　㊞
連絡先の電話番号　００－０００－０００
担当者　○○係　○○　○○

登録免許税　　金　　千円【注２】

不動産の表示

不動産番号　１２３４５６７８９０１２３【注３】
所　　在　○○市○○町○丁目
地　　番　○番○
地　　目　○○
地　　積　○○・○○平方メートル

不動産番号　０９８７６５４３２１０９８【注３】
所　　在　○○市○○町○丁目○番地○
家屋番号　○番○
種　　類　○○
構　　造　○○造○○ぶき２階建
床面積　１階　○○・○○平方メートル

２階　○○・○○平方メートル

不動産番号　　５６７８９０１２３４５６７【注３】
一棟の建物の表示
　所　　在　　○○市○○町○丁目○番地○
　建 物 の 名 称　　○○マンション
専有部分の建物の表示
　家屋番号　　○○町○丁目○○番の○○
　建物の名称　○○号
　種　　類　　○○
　構　　造　　○○造１階建
　床　面　積　　○階部分　○○・○○平方メートル
敷地権の表示
　符　　号　　１
　所在及び地番　　○○市○○町○丁目○番○
　地　　目　　○○
　地　　積　　○○○・○○平方メートル
　敷地権の種類　　○○権
　敷地権の割合　　○○分の○○

登記原因証明情報

１　当事者及び不動産

（１）当事者　抵当権者　厚生労働省

抵当権設定者　担保物件の所有者の住所・氏名

（２）不動産の表示

別紙目録のとおり

２　登記の原因となる事実又は法律行為

○○厚生（支）局長は、平成○○年○○月○○日、厚生年金保険法第８９条及び第１００条の９第１項（又は第２項）、健康保険法第１８３条及び第２０５条第１項（又は第２項）、並びに子ども・子育て支援法第７１条第１項並びに厚生年金保険法第８９条及び第１００条の９第１項（又は第２項）の規定【注４】に基づき、上記１（２）に設定していた以下の抵当権の全部を解除した。

解除した抵当権　○○法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

平成○○年○○月○○日受付第　　号

上記のとおり証明します。

平成○○年○○月○○日

○○厚生（支）局長　　○　○　○　○　㊞

（別紙目録）

不動産の表示

所　　在　○○市○○町○丁目
地　　番　○番○
地　　目　○○
地　　積　○○・○○平方メートル

所　　在　○○市○○町○丁目○番地○
家屋番号　○番○
種　　類　○○
構　　造　○○造○○ぶき２階建
床　面　積　１階　○○・○○平方メートル
　　２階　○○・○○平方メートル

一棟の建物の表示
所　　在　○○市○○町○丁目○番地○
建物の名称　○○マンション
専有部分の建物の表示
家屋番号　○○町○丁目○○番の○○
建物の名称　○○号
種　　類　○○
構　　造　○○造１階建
床　面　積　○階部分　○○・○○平方メートル
敷地権の表示
符　　号　１
所在及び地番　○○市○○町○丁目○番○
地　　目　○○
地　　積　○○○・○○平方メートル
敷地権の種類　○○権
敷地権の割合　○○分の○○

【注１】この様式は、地方厚生（支）長が厚生年金保険法第８９条及び第１００条の９第１項（第２項）、健康保険法第１８３条及び第２０５条第１項（第２項）並びに子ども・子育て支援法第７１条第１項、並びに厚生年金保険法第８９条及び第１００条の９第１項（第２項）の規定に基づき納付の猶予を許可した際に設定した抵当権について、日本年金機構（年金事務所）が、厚生年金保険法第８９条及び第１００条の１０第１項、健康保険法第１８３条及び第２０５条の２第１項並びに子ども・子育て支援法第７１条第１項及び第８項の規定に基づき、その抵当権の登記の抹消の嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注２】不動産１個につき１０００円である。ただし、同一の申請書により２０個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数１件につき２万円である（登録免許税法別表第一第一号（十五））。

なお、敷地権付き区分建物にあっては、敷地権が設定されている土地を１個の不動産として計算する（例えば、敷地権が二つの土地に設定されている場合、区分建物と合わせて、３０００円となる。）。

【注３】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物にあっては、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。区分建物にあっては、一棟の建物の表示である所在及び建物の名称、専有部分の建物の表示である家屋番号、建物の名称、種類、構造及び床面積並びに敷地権の表示である所在、地番、地目及び地積）の記載を省略することができる。

ただし、敷地権付き区分建物にあっては、不動産番号を記載した場合であっても、敷地権の種類及び割合の記載を省略することはできない。

【注４】この様式は、以下の場合にも使用することができる。

○　船員保険法

地方厚生（支）局長が船員保険法第１３７条及び第１５３条の７第１項（第２項）の規定に基づき納付の猶予を許可した際に設定した抵当権について、日本年金機構（年金事務所）が、同法第１３７条及び第１５３条の８第１項の規定により、その抵当権の登記の抹消の嘱託の事務を行う場合

○　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

地方厚生（支）局長が厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第２条第８項及び第２０条第１項（第２項）の規定に基づき納付の猶予を許可した際に設定した抵当権について、日本年金機構（年金事務所）が、同法第２条第８項及び第２１条第１項の規定により、その抵当権の登記の抹消の嘱託の事務を行う場合

別紙乙号

機密性２

法務省民二第１６１号
平成２７年３月２３日

厚生労働省大臣官房年金管理審議官　殿

法務省民事局長

厚生年金保険法第１００条の４等の規定により日本年金機構に事務が委任等された換価の猶予及び納付の猶予に係る登記の嘱託の様式について（回答）

本月１６日付け年管第０３１６第１号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。